パブリックコメント(市民意見公募手続)

上越市 JOETSU CITY

※当概要は、パブリックコメントの意見募集対象外です。

上越市いじめ防止基本方針 (案) 概 要

教育委員会 学校教育課



パブリックコメント(市民意見公募手続)



1 意見募集期間

令和5年10月25日(水)~令和5年11月24日(金)

2 意見を提出できる人

- ・市の区域内に居住する個人
- ・市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人、その他の団体
- ・市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人
- ・市の区域内に存する学校に在学する個人
- ・パブリックコメントの対象となる計画、条例等に関し利害関係を有するもの

3 提出方法

意見を募集している担当課の窓口へ提出、郵送、ファクシミリまたは 電子メール、また、各総合事務所の窓口でもお預かりします。

上越市いじめ防止基本方針の概要



- ○上越市いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第12条に基づき、 国の基本方針を参酌し、地域の実情に応じて当市のいじめ防止等のため の対策を総合的かつ効率的に推進するための方針。
- ○市の基本方針は、国の基本方針と市内各小・中学校のいじめ防止基本方針の結節点となるもので、各学校のいじめ防止等の取組の基盤となるもの。

国の基本方針

上越市いじめ 防止基本方針 基盤

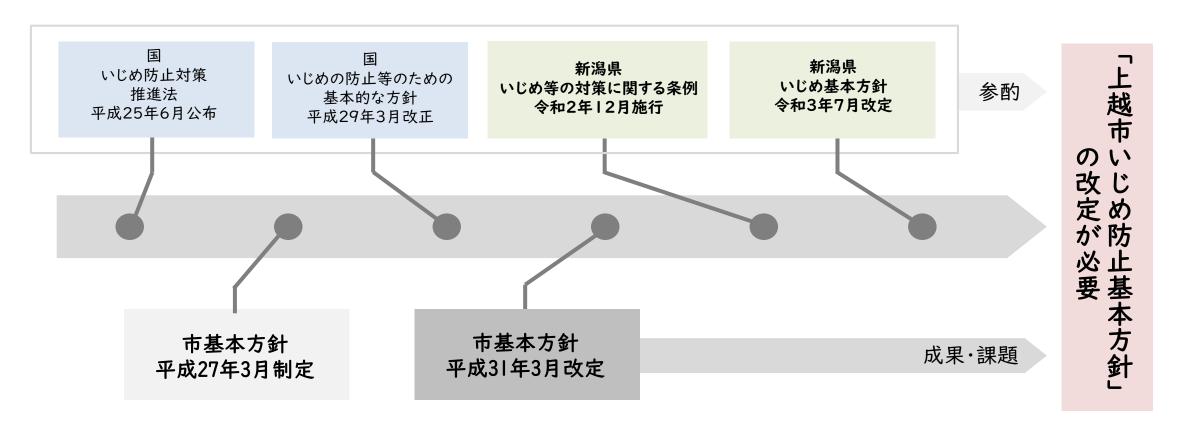
結節点

市内各小・中学 校のいじめ防 止等の取組

上越市いじめ防止基本方針 改定の背景



平成31年3月の市の基本方針改定から3年が経過する中、令和2年12月に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が施行、令和3年7月に「新潟県いじめ防止基本方針」が改定されたことを受け、国や県の基本方針を参酌するとともに、成果と課題に応じた基本方針に改定する必要がある。



果



○上越市いじめ防止基本方針によ り、関係者が協働し、いじめ防止 等に対して計画的、組織的に対応 できるようになった。

とともに、教師のみとりや学校の組 織的な取組が機能し、いじめの認知 件数が増加。 高まり いじめを見逃さない意識の 教師のみとり 学校の組織的

な取組の機能

○いじめを見逃さない意識が高める

学校 市教委 保護者 いじめ 基本方針 教育 地域 関係 住民 機関 計画的・組織的に対応 いじめ防止等の取組

いじめの認知 件数の増加

令和元年度は365件、 令和4年度は425件 年々増加傾向にあり

課題



- ○いじめの早期発見ができず、<u>いじめへの対応が遅れた事例がある。</u>
- ○いじめ対応において、担任が一人で対応したために、<u>組織対応が</u> <u>遅れた事例がある。</u>
- ○近年、いじめの態様として<u>「ネット等で誹謗中傷される」件数が</u> 増えつつあり、早期発見・即時対応が難しくなってきている。
- ○今後、新採用教諭に対して、学級経営及びいじめ対応に対するスキル等を育成する必要がある。
- ○いじめの認知件数の増加は、いじめの発生件数の増加と捉えることもできる。さらに、いじめの未然防止、早期発見、早期解決への対応を強化する必要がある。

主な改定のポイント



- 「いじめ類似行為」※を定義に追加し、「いじめ類似行為」に ついても「いじめ」と同様に扱うことを明記
 - ※具体例:インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らされずにいたとしても、その行為を本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合等
- 2 「いじめ類似行為」が定義されたことを受け、「インターネットを通じて行われるいじめ」の防止等に向けた取り組みの推進を明記
- 3 「いじめの防止等に向けた基本的な考え方」で保護者の責務や 児童等の役割を追記
- 4 「いじめの防止等の対策のための組織の設置」で「学校いじめ対策 組織」の構成員にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワー カーを必要に応じて加え、組織を拡充
- 5 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、警察と連携していじめ問題に対応することを明記



問い合わせ先

上越市 教育委員会 学校教育課 指導係

電 話 025-545-9244 (直通)

メール j-gaku@city.joetsu.lg.jp

